

大津市指定ガス工事店

◆新規指定に関する概要について◆

- 大津市内でガス工事を行うには、大津市指定ガス工事店として指定を受ける必要があります。
- 指定ガス工事店の申請を行う方は、大津市企業局お客様設備課まで一度お問合せください。

【指定ガス工事店とは？】

ガスの供給施設の工事について、本市が施行をする工事を請け負うことができます。
(大津市ガス供給条例第4条第1項及び大津市液化石油ガス供給条例第5条第1項)

【指定ガス工事店の種類】

- ① 第1種指定ガス工事店 → ガス工事のうち外管工事及び内管工事
- ② 第2種指定ガス工事店 → ガス工事のうち内管工事

【適格要件】

次のすべての要件を満たす者でなければなりません。

- ① 工事の施行及び緊急の対応に支障を来たさない地域に営業に適する事業所があること。
- ② ガス工事の施行に必要な設備及び機材を備えていること。
- ③ 指定ガス工事店の種類に応じた種類の建設業法第3条の許可を受けていること。
 - ・ 第1種指定ガス工事店の場合 → 土木工事業、管工事業
 - ・ 第2種指定ガス工事店の場合 → 管工事業
- ④ 指定ガス工事店の種類に応じたガス工事資格者をガス工事に従事させることができること。

指定ガス工事店の種類	外管 責任技術者	外管 工事士	第1種 内管工事士	第2種 内管工事士
第1種指定ガス工事店	1人以上	3人以上	1人以上	2人以上
第2種指定ガス工事店			1人以上	2人以上

- 1 外管工事士及び第1種又は第2種内管工事士とは、これを兼ねることができます。
 - 2 第1種及び第2種内管工事士は、それぞれ活管工事の付加資格を有していることを要します。
 - 3 第2種内管工事士の必要人数は、第1種内管工事士が必要人数以上あるときは、その余剰をもって充当することができます。
 - 4 内管工事で圧力15kPa以下の溶接工事をする場合には、第1種内管工事士は、低圧溶接の付加資格を有していることを要します。
 - 5 内管工事で中圧の溶接工事をするときは、内管溶接管理士が従事することを要します(他のガス工事資格者と兼務可)。
 - 6 液石法の適用をうけるガス工事をするときは、液化石油ガス設備士が従事することを要します(他のガス工事資格者と兼務可)。
 - 7 ガス工事資格者は、事業所に常勤雇用されていること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと(法人の場合は代表者が次のいずれにも該当しないこと)。
- ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。
 - イ) 禁錮刑に処され、その刑の執行を終える又は受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - ウ) 指定ガス工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
 - エ) 不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認められるに足る相当の理由がある者。

【指定の時期、期間等】

- ① 申請期間 → 6月2日から15日まで（休日の場合はその翌日）
- ② 指定時期 → 8月1日
- ③ 指定期間 → 3年以内

【申請書類】

- ア) 大津市指定ガス工事店指定申請書（様式第1号）
- イ) 事業内容調書（様式第2号）
- ウ) 従業員名簿（様式第3号）
- エ) 所属ガス工事資格者名簿（様式第4号）
- オ) 従業員の雇用を証する書面（健康保険及び厚生年金保険加入証明願等）
- カ) 所有機材調書（様式第5号）
- キ) 個人の場合は、申請者の住民票記載事項証明書又は外国人登録証明書の写し
法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- ク) 建設業法に基づく許可を受けていることを証する書面
- ケ) 前年度の市町村税の納税証明書（法人の場合は法人に対するもの）
- コ) その他公営企業管理者が必要とする書類（委任状等）

【大津市指定ガス工事店となるまでの流れ】

時 期	申 請 者	備 考
6月1日まで	指定申請等に関する問い合わせ 指定申請書類の記入等	申請書はお客様設備課の窓口で配布しています。
6月2日～ 6月15日	指定申請書類の提出 書類審査	申請書類の不備等のチェックを行います。
6月下旬～ 7月上旬	申請者の実態調査、適正審査	所有機材・材料の保管状況、残土等の置き場の確認。帳簿類の確認（工事受注台帳、給与台帳、出勤簿等）。指定申請の動機確認。 指定を受けるにあたっての諸注意等の説明。
7月下旬	指定に関する通知文の送付	
8月1日	指定ガス工事店として申請者を指定	ガス内管工事基本契約書の締結。

【申請場所】

大津市企業局 お客様設備課（大津市役所 新館5階）

電話：077-528-2605

FAX：077-521-8090